

規制改革等の要請への対応関係

1. 太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて

(1) 太陽光発電設備等の工作物に関する建築基準法の適用除外

①関連する閣議決定の内容

〈新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策（平成22年9月10日閣議決定）〉

4mを超える太陽光発電設備の建築基準法の取扱いについては、電気事業法令で必要な安全措置が講じられていることを条件に、建築基準法の工作物の対象外とすることを検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じる。

②対応内容

上記閣議決定への対応として、以下のとおり政令改正を行う。

〈関連条文〉

○令第138条第1項：工作物の指定

〈改正内容〉

建築基準法の規制の対象となる工作物から、他の法令の規定により建築基準法の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定するものを除くものとする。

※ 上記指定は、本改正が施行される平成23年10月1日までにを行う予定であり、現行の規定により適用が除外されている「架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用」の柱に加えて、電気事業法第2条第1項第16号の電気工作物である太陽光発電設備を指定する方針である。

③政令改正の主旨

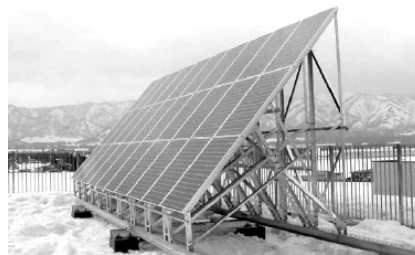
太陽光発電設備は、電気事業法において「電気工作物」として取り扱われ、技術基準の適合義務、基準不適合の場合の基準適合命令等の規制を受けることとされているが、一方で、土地に自立して設置する太陽光発電設備等のうち高さが4mを超えるものについては、建築基準法の規定が適用される準用工作物として取り扱われ、電気事業法の規制に加えて、建築基準法上の建築確認等が必要となり、設置手続き等に時間を要するとの声がある。

このため、その設置の円滑化を図る観点から、電気事業法により十分な安全性が確保される太陽光発電設備など、他の法令の規定により建築基準法の規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定するものについて、同法が適用される工作物

から除外することとする。ただし、建築物の屋上に設ける場合には、当該建築物に電気を供給する建築設備として工作物ではなく建築物の一部に該当する。

本改正の施行後においては、建築基準法の規制の対象外となり建築確認等は不要となるが、電気事業法により建築基準法の規制と同等の構造耐力規定に適合させることが必要であるので留意すること。

現行において建築基準法の準用工作物として取り扱われている太陽光発電設備のイメージ



(2) 土地に自立して設置する太陽光発電設備の取扱い

①関連する閣議決定の内容

〈規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日閣議決定)〉

建築基準法における太陽光発電設備に係る屋内的用途の取扱いについて、4 m以下で屋内的用途が発生していないものにあつては、建築確認を不要としているところであるが、具体的な取扱いについて検討を行い、その結果を踏まえて、建築主事及び指定確認検査機関等に周知徹底する。

②対応内容

上記閣議決定への対応として、以下の技術的助言を発出することにより土地に自立して設置する太陽光発電設備の取扱いを明確化する。

土地に自立して設置する太陽光発電設備については、太陽光発電設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであつて、かつ、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供しないものについては、建築基準法第2条第1号に規定する建築物に該当しないものとする。

③技術的助言による取扱いの明確化の主旨

土地に自立して設置する太陽光発電設備のうち太陽光発電設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであつて、かつ、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供しないものについては、太陽光発電設備の架台下に一定の空間があつたとしても建築物に該当しないものとして取り扱うことを明確化するものである。

なお、「メンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らない」ことが外形的に判断できる場合として以下が考えられる。

- (1) 太陽光発電設備の最高の内法高さが 1.4メートル以下である場合
- (2) 太陽光発電設備の周囲に囲いが設置される等の立ち入り禁止措置が講じられている場合

(3) 屋上に設置する太陽光発電設備等の高さの算定の取扱いの明確化

①関連する閣議決定の内容

〈新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策（平成22年9月10日閣議決定）〉

新エネ設備（太陽光パネル、太陽熱温水器や小型風力発電設備）、省エネ設備（ヒートポンプ、コジェネ施設、燃料電池等）を住宅・ビル等の建築物に設置する場合の建築基準法上の取扱い（容積、高さの不算入対象）について明確化し、平成22年度中に周知する。

②対応内容

上記閣議決定への対応として、以下の技術的助言を発出することにより太陽光発電設備等の高さの算定の取扱いを明確化する。

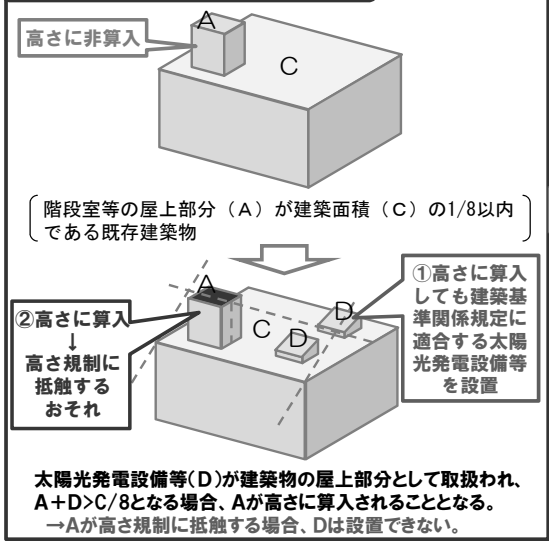
建築物の屋上に設置する太陽光発電設備等の建築設備については、当該建築設備を建築物の高さに算入しても当該建築物が建築基準関係規定に適合する場合にあっては、令第2条第1項第6号ロに規定する「階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分」以外の建築物の部分として取り扱うものとする。

③技術的助言による取扱いの明確化の主旨

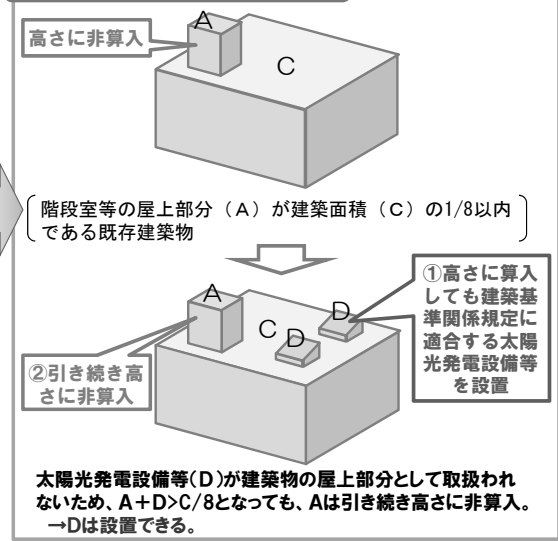
建築物の屋上に設置する太陽光発電設備等が建築物の屋上部分として取り扱われると、当該太陽光発電設備等が建築物の高さに係る規定に抵触しない範囲内に設置される場合にあっても、既に（高さに算入しないことができる）階段室等の建築物の屋上部分が建築面積の1/8近くを占めている既存建築物の屋上への太陽光発電設備等の設置が困難となることがあるとの状況を踏まえ、建築物の屋上に設置する太陽光発電設備や太陽熱温水器等の高い開放性を有する建築設備については、建築物の高さに算入しても当該建築物が建築基準関係規定に適合する場合にあっては、「建築物の屋上部分以外の建築物の部分」として取り扱うことを明確化するものである。

これにより、高さに算入しても建築基準関係規定に適合する太陽光発電設備等については、建築物の屋上部分として扱わないこととなり、階段室等が建築面積の1/8近くを占めている既存建築物の屋上に設置することが可能となる。

屋上部分として扱われる場合

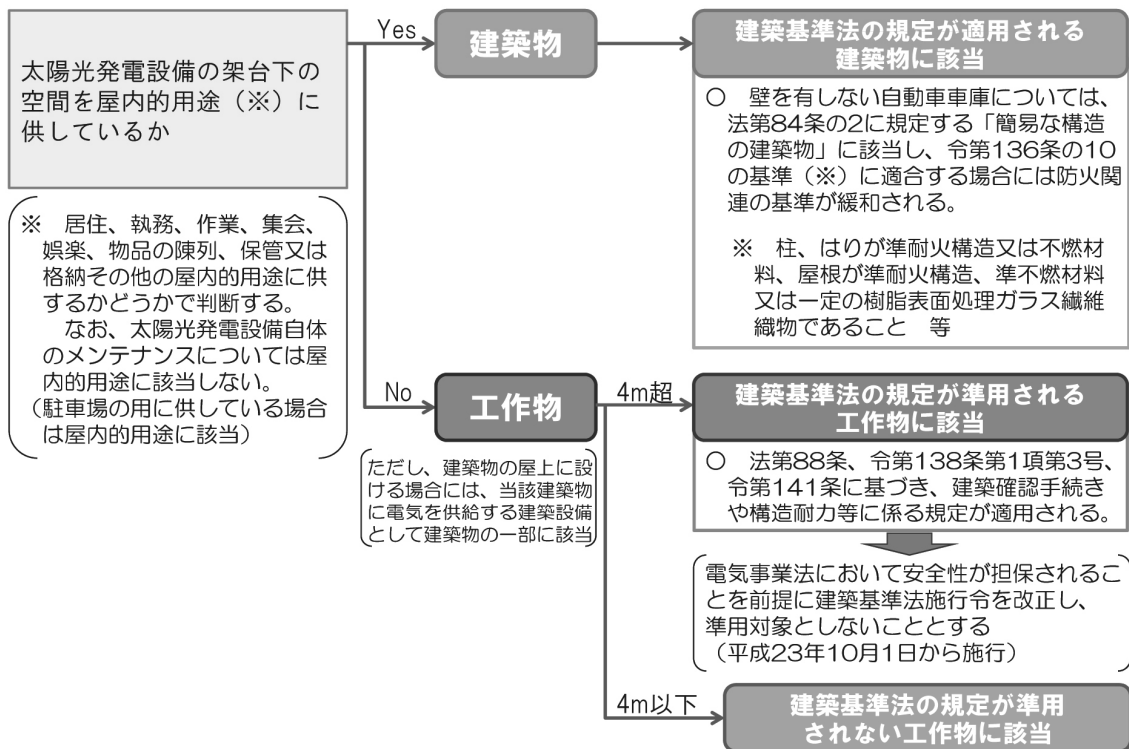


今回の明確化による効果

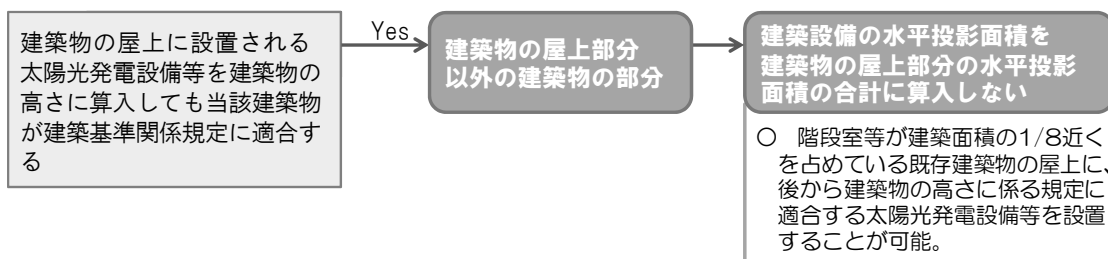


太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて（整理フロー）

I 建築基準法の適用に係る取扱いについて



II 建築物の屋上に設置される場合の高さの算定に係る取扱いについて



2. コンテナ型データセンタに係る建築基準法の取扱いについて

①関連する閣議決定の内容

〈新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策（平成22年9月10日閣議決定）〉

コンテナ型データセンターの設置について、無人運転が基本である等、その利用実態を踏まえて建築基準法上の建築物の対象外とすることを検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じる。

②対応内容

上記閣議決定への対応として、以下の技術的助言を発出することによりコンテナ型データセンタに係る建築基準法の取扱いを明確化する。

土地に自立して設置するコンテナ型データセンタのうち、サーバ機器本体その他のデータサーバとしての機能を果たすため必要となる設備及び空調の風道その他のデータサーバとしての機能を果たすため必要となる最小限の空間のみを内部に有し、稼働時は無人で、機器の重大な障害発生時等を除いて内部に人が立ち入らないものについては、建築基準法第2条第1号に規定する貯蔵槽その他これらに類する施設として、建築物に該当しないものとする。

ただし、複数積み重ねる場合にあつては、貯蔵槽その他これらに類する施設ではなく、建築物に該当するものとして取り扱うこととする。

③技術的助言による取扱いの明確化の要旨

土地に自立して設置し稼働時は無人であり機器の重大な障害発生時等を除いて内部に人が立ち入らないコンテナ型データセンタについては、通常の利用において人の立ち入りが想定されないものであり、「貯蔵槽その他これらに類する施設」に該当し、建築物に該当しないものとして取り扱うことを明確化するものである。

なお、コンテナを複数積み重ねる場合、昇降に必要な時間を含む滞在期間が通常長くなることにかんがみ、稼働時に無人であると取り扱うことは困難であるため、「貯蔵槽その他これらに類する施設」とは取り扱わないこととする。コンテナを複数積み重ねることは施工性等の観点から事業者において通常想定しておらず、また、仮に複数積み重ねる場合、内部に立ち入る人や周囲の通行人の安全性確保及び周辺市街地環境の保全の観点からも規制にかからしめる必要があると考えられる。

技術的助言に係る具体的な取扱いについては、以下のQ&Aを参照すること。

〈コンテナ型データセンタに係る建築基準法の具体的な取扱いに関する Q&A〉

Q1 「データサーバとしての機能を果たすため必要となる設備」とは具体的に何か。

A1 サーバ機器本体、サーバラック、照明・空調設備、電気・通信設備、消火設備等が該当する。

Q2 「データサーバとしての機能を果たすため必要となる最小限の空間」とは具体的に何か。

A2 空調の風道、サーバ設置（交換）のための空間（通常は、一つの通路がこれらの空間の機能を兼ねている。）が該当する。

Q3 「機器の重大な障害発生時等」とは具体的にどのような場合か。

A3 機器の重大な障害発生時、内部設備の定期点検時及び製品の寿命時におけるサーバ交換時が該当する。データサーバのユーザ企業等（クラウド事業者は含まない。）に対し当該企業等が保有するデータサーバを保管するためのスペースを提供するデータセンタは、製品の寿命時以外にもサーバの交換を行うことが想定され、サーバの搬出入作業を伴う「倉庫」に該当し、建築物として取り扱うこととなる。

Q4 仮に無人運転でないなど建築物として扱うべきコンテナ型データセンタが、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域に設置されていたことが判明すれば違反建築物となるか。

A4 建築物として扱われるコンテナ型データセンタについては、建築基準法上の用途としては「倉庫」に該当し、法別表第二(イ)項から(ハ)項に掲げる建築物に該当しないことから、仮に設置後通知の条件に適合せず、建築物に該当することが判明した場合には直ちに違反建築物となる。

建築物として扱わない対象の要件

- サーバ機器本体その他のデータサーバとしての機能を果たすため必要となる設備のみを内部に格納していること
- 空調の風道その他のデータサーバとしての機能を果たすため必要となる最小限の空間のみを内部に有していること
- 稼働時は無人であり機器の重大な障害発生時等を除いて内部に人が立ち入らないこと
- コンテナを複数層積み重ねていないこと

建築物として扱わないコンテナ型データセンタのイメージ



今回の明確化による効果

建築確認手続き等を行う必要がなくなることにより、**コンテナ型データセンタの迅速な設置に寄与**

↓
低コストなコンテナ型データセンタの国内立地を円滑化

コンテナ型データセンタパークのイメージ

